

# 租税政策におけるジェンダー主流化

— 租税法へのジェンダー視点導入にむけて —

加藤 友佳<sup>\*</sup>

- I はじめに
- II 国家政策の決定におけるジェンダー分析
- III 予算におけるジェンダー分析
- IV 租税政策とジェンダー
- V おわりに

## I はじめに

2012年に開催された世界経済フォーラムにおけるジェンダー格差レポート<sup>1)</sup>において、日本のスコアは2年前の94位から順位を落とし、101位となっている<sup>2)</sup>。直接差別・間接差別の禁止の明文化や判例の形成によって女性の社会進出が進んだ結果、女性が自身の人生に対する決定権を持ち、経済的自立も可能となってきているが、依然として格差が残る地域も少なくない<sup>3)</sup>。特に近年においては、世界規模で経済的なジェンダー格差の是正のための積極的な取組が行われているが、

---

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第12巻第3号 2013年11月 ISSN 1347-0388

※ 日本租税研究協会研究員

- 1) World Economic Forum, *The Global Gender Gap Report 2010*.
- 2) これは135ヶ国の国々を、経済活動・政治参加・教育・健康の面から総合的に男女間格差について評価したものである。国連開発計画では2010年からジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index ; GII) を導入したが、このGIIは収入におけるジェンダー格差を繁栄していないという欠点も有している。
- 3) 世界的に女性の労働力は66%、食物生産については50%を占めているにもかかわらず、その稼得率は10%で、自己資産保有率は1%となっている。(Bill Clinton, *the annual meeting of the Clinton Global Initiative (September 2009)*)

これには純粋なジェンダー平等実現目標だけではなく、女性の所得増加がもたらす長期的な経済成長や、雇用創出および貧困削減を含めた、女性の社会進出に伴う経済効果の存在も影響している<sup>4)</sup>。

さらに、国際的なジェンダー主流化およびジェンダー予算の認識の高まりも相まって、ジェンダー平等および女性の経済的エンパワーメントに対する世界各国の経済的支援は急激に増加している。24ヶ国が加盟する OECD 開発援助委員会 (DAC) の統計では、2001年から2005年までの平均支援年額が50億ドルであったのに対して、2009年・2010年の平均支援額は249億ドルまで跳ね上がっている<sup>5)</sup>。

各国のジェンダー予算の取組にあたって、本稿においては租税政策との関係性について論じる。これは、租税政策の社会保障的性格が、各国の財政政策とジェンダー政策を併存させる可能性を有しており、ジェンダー主流化の実効性・政策戦略性といった観点からも、非常に重要であると考えられるためである。租税法が迅速性および即効性を標榜するにもかかわらず、ジェンダー平等へのアプローチがあまりみられなかった理由としては、租税法が国家の歳入確保機能を有しており、租税が国と国民の財産権との関係の上に成り立っている点や、租税法自体が複雑な構成をしている点あげられる。しかしながら、租税法は各国政府の女性の貧困に対する取組に係る基本的姿勢や対応の影響を強く受けているうえ、国によっては再分配機能も持ち合わせているため、この分野におけるジェンダー格差は正策についての議論の価値およびその効果を過小評価するべきではないと考える。特に、給付付き税額控除や各種控除制度は、例えば児童の人数を控除額に反映させる要素や第二次稼得者の就労を奨励する要素を組み込むことが可能であるように、ジェンダー平等施策としての柔軟性も有しているため、経済格差を縮小する

---

4) United Kingdom Department for International Development, *Agenda 2010—The turning point on poverty: background paper on gender*, September 2010.

MDG 達成のための国際開発省の会議を紙面化したもので、飢餓と栄養摂取、教育、母性および児童の健康の3分野に分けて考察している。

5) Aid in Support of Gender Equality and Women's Empowerment, *Gender Equality Focus of DAC Members' Aid by Sector, Average annual value of commitments in 2009–2010*, February 2012.

効果を多分に期待することができる。

租税法は、私法において形成された経済利益に対して適用することを前提としてきたが、今日では租税法の適用関係が納税者の経済行動に影響を与えるという逆転現象も生じていることから、ジェンダー格差に対する租税法の影響力は小さくないと考える。以上のことから、本稿では租税政策におけるジェンダー分析の導入と、租税法におけるジェンダー予算の具体化の検討を目的として、租税法とジェンダーの関係性について考察する。

## II 国家政策の決定におけるジェンダー分析

### 1. ジェンダー分析の必要性

本章では、ジェンダー主流化について検討する<sup>6)</sup>。ジェンダー主流化とは、あらゆる領域および段階においてジェンダー視点を導入することにより、ジェンダー平等を実現させようとする政策戦略である。これによって、従来は注目されてこなかった政策・予算決定段階に具体的なジェンダー分析を導入することが可能となるため、実質的なジェンダー平等の実現を目指して当該政策戦略の国際的導入が進められている。

ジェンダー主流化は、ジェンダー平等を実現するにあたり、これまで中立性を前提としていた国家政策にもジェンダーバイアスが存在するという可能性の指摘を契機として注目されるに至った<sup>7)</sup>。特に、経済的なジェンダーバイアスを含んだ法政策は、女性の経済市場への参画を妨げる傾向があるため、女性だけではなく長期的経済発展にネガティブな影響を与えるといえる。そのため、立法だけではなく、政策決定段階におけるジェンダー格差是正の取組は重要なものとなる。

---

6) 本稿においては Ann Munford, *Tax Policy, Women and the Law: UK and Comparative Perspectives*, Cambridge University Press を参考とした。同書は租税システムだけでは女性の経済的不公平を解決できないこと、および、女性に対する経済的差別を展開する可能性を前提としつつ、法分野や様々な学問の観点から紐解いていくこと、特にフェミニズムの発展、イギリスの租税法と租税政策の唯物論的分析について議論することを趣旨としている。また、その特色として多様な学者とその主張をあげており、特に経済学や社会学的見地からの分析が中心となっている。

ジェンダー不平等に対する法整備が最も発展している労働・雇用分野においては、各国で多種多様な差別禁止法が制定され、さらに具体的事案に即して当該行為の適法性が裁判所で判断されることによって判例も形成されていった。こうした差別禁止法令の整備、判例の形成によって、同分野におけるジェンダー格差の認識度は高まり、ジェンダー格差は解消されつつある。しかしながら、同分野のみにおける平等条項の整備、つまり雇用段階における差別是正策のみでは、完全なジェンダー平等の実現は難しいのかもしれない。その理由としては、従来の平等条項はジェンダー格差是正のために制定されたものではあるが、そのスタートラインについてはあまり着目されていないことがあげられる。つまり、そもそも男女間では社会的認識や文化等によるバイアスが影響して、正規雇用への就労および継続勤務に対する困難性が異なっているのである。したがって、雇用条件等、労働分野における平等条項の整備のみではジェンダー平等の完全な達成には至らないため、より効果的かつ実質的なジェンダー格差是正には立法の段階だけではなく、政策決定の段階においてもジェンダー分析が必要と考える。上記のことから、以下ではまず政策等の中心にジェンダーバイアス解消の視点を組み込むジェンダー主流化について考察する。

## 2. ジェンダー主流化の意義

2010年4月に、UNDP（国連開発計画；United Nations Development Programme）から「Gender Equality and Poverty Reduction」が刊行された。ここでは、租税法および租税政策におけるジェンダー問題について幅広い考察が行われている。また、2012年の世界銀行のジェンダー平等および発展に関するレポートにおいても、女性の貧困と教育および労働格差等に係る様々なデータが数値

---

7) ジェンダーバイアスとは、ジェンダーに存在する社会的・文化的な偏見や固定的観念であり、意識的・無意識的であることにかかわらず、結果として差別的行為の要因となり得るものである。具体例として代表的なケースでは、結婚・出産に伴う女性の離職可能性を理由に、女性が男性よりも要職に就くことが困難になっていることがあげられる。さらに、裁判所で行われる事実認定の際に用いられる合理的経験則の多くが男性的知見であることは、司法において存在するジェンダーバイアスに係る問題として指摘することができるであろう。

化されており、学歴と所得の関連性から、比較的女性のほうが貧困に陥りやすいことが明らかとなっている<sup>8)</sup>。日本においても、国際社会や NGO との連携を強化することでジェンダー主流化の実現を促進させるべく基金を設立しており、租税政策を含めた経済的側面からのジェンダーと貧困に対する世界レベルの注目度の高さがわかる<sup>9)</sup>。

ジェンダー主流化という文言は、EU や他の国際組織に先駆けて、1995 年に国連によって開催された第 4 回世界女性会議 (Fourth World Conference on Women) で採択された北京行動綱領 (Beijing Declaration and Platform for Action) において初めて明記された。このジェンダー主流化は、近年国際的に注目されている政策戦略であり、現代におけるフェミニズムの再構築とも言われている。つまり、ジェンダー政策および政策実務の現代における新たな形式であり、新たな理論発展のためのジェンダー戦略なのである<sup>10)</sup>。

ジェンダー主流化の分析には、少なくとも 5 つの論点が存在するとされている<sup>11)</sup>。第 1 点目は、ジェンダー平等と主流化の関係性および、ジェンダー平等を実現させるための新たな定義付けである。2 点目は、ジェンダー理論の定着化および実効性、そして異分野間のジェンダー制度の相互関係を含めた主流化プロ

8) The World Bank, *The 2012 World Development Report on Gender Equality and Development*.

9) 日本では、1995 年に開かれた第 4 回世界女性会議において「途上国の女性支援 (Women in Development: WID) イニシアティブ」が発表された。日本 WID イニシアティブは、先進国が開発途上国の開発援助を女性の参加・受益に配慮して行うことによって、開発途上国の女性の地位の強化 (empowerment) およびジェンダー平等 (Gender Equality) の実現を目指すものであり、日本は特に、教育、健康そして経済・社会活動への参加という 3 分野を重視し、包括的な取組を進めていくことを明記している。UNDP の戦略が GES (Gender Equality Strategy) として新たになった今は、統制支援に重点を移行しつつ、国際社会との連携を続けている。(外務省、「開発における女性支援 (WID) /ジェンダー政策評価——途上国の女性支援 (WID) イニシアティブの評価——最終報告書、添付資料 1、日本の WID イニシアティブ」)。

また日本政府は、国際社会や NGO との連携を強化することでジェンダー主流化の実現を促進させていこうと、上記日本 WID イニシアティブのフォローアップとして UNDP/日本 WID 基金を設立した。

10) Sylvia Walby, *Gender mainstreaming: Productive tensions in theory and practice*, Oxford Journals Social Politics Volume 12 (3), (2005), p. 321–343.

11) 前掲、注 10)、p324。

セスによって実施されるジェンダー平等の性質である。そして3点目は、ジェンダー主流化とその他の複雑な不平等、特に女性差別とは別の論点として分析されてきた民族性および階級制といったものとの関係性についての論点である。4点目は、専門的知識および民主化との関係性である。専門的知識は、ジェンダー主流化が中立を前提としてきた法規則についてもジェンダー視点からの分析を要請することから、立法および政策立案、そして施行といった技術的プロセスにおいて要請されるものである。また、民主化とは、これまで政治的課題として認識されてこなかった女性の権利が新たに政策決定等のプロセスに含まれるという、ジェンダー民主化の政策過程として要請されるものである。ジェンダー主流化においては、立法・政策決定・施行プロセスにつき、専門的知識をもって推進されるジェンダー民主化が求められているのである。

最後の5点目は、ジェンダー主流化の国際的發展という性質である。これについては、ジェンダーに係る国際的な法制度の影響や人権についての議論の発展、そして特にEUにおけるジェンダー主流化についての議論が存在する。EUは、ジェンダー主流化の実現方法については各国に任せてはいるものの、EUレベルでのジェンダー主流化の政策理論を加盟国レベルの政策分析においても適用しながら主流化を展開させているため、その国際的發展への貢献に注目が集まっている<sup>12)</sup>。

以下では、ジェンダー主流化導入に際して考慮要素となる、実効性、対立性、政策戦略性という観点から、ジェンダー主流化の構造を考察していく。

### 3. ジェンダー主流化の構造

#### (1) 実効性

ジェンダー主流化における実効性とは、ジェンダー主流化導入に伴うジェンダー平等戦略または措置の効果的な実現を意味しているが、ここでは未だ国レベルでの導入が困難であることが指摘できる。現実問題として、ジェンダー平等施策のみをもって、国レベルの立法・政策として採用されることは難しいと考える。

---

12) EUにおけるジェンダー主流化、ジェンダー予算の動向については本章および次章にて後述する。

その理由は、次の対立性について述べる箇所でもふれるが、経済成長を目標とした政策とジェンダー平等のみを目標とした政策の2つを比較した場合には、前者を優先する傾向が強いためである。さらに、経済成長政策を選択した結果としてジェンダー格差が拡大してしまう可能性もあるため、ジェンダー主流化の実効性においてまず重要となるのは、ジェンダー視点を国レベルの施策に取込むことになる。そのためには、ジェンダー平等施策のみを目標とした政策ではなく、経済成長のように従来から採用されていた政策目標と併存させたハイブリッド政策を作成することが、国レベルでのジェンダー主流化を実現させる近道となると考える。

また、ジェンダー主流化の具体化においては、それぞれの政策決定によって差異が生じると認識されているが、ジェンダー平等実現への方向性を決める過程でジェンダー平等および主流化の双方が要請される分野を優先的に追及することによって、ジェンダー主流化実現手法の方向性を明らかにすることができると考えられる。必要とされるジェンダー政策は各国において異なるため、このように重複点を明らかにすることは、政策決定において重要な意味を持つだろう。

## (2) 対立性

ジェンダー主流化における対立性とは、ジェンダー主流化の具体化に際してジェンダー政策と競合する、またはジェンダー政策を排除する政策の性質をいう。この対立性は、特にジェンダー主流化の国レベルでの導入にあたり、ジェンダー平等施策よりも優先される、または対立する政策との関係性を考慮する上で重要となる。ジェンダー主流化のような比較的新たな政策は、制度として認識されるまでに必然的に伝統的基準と反発しあう傾向がある。さらには、経済成長といったジェンダー平等と直接的には対立しない政策目標でさえ、政策上の優先順位において両者は競合してしまう可能性を有しているため、ジェンダー平等を実現するためにもその対立性の考慮は重要である。

ジェンダー主流化と対立する政策についての具体例としては、経済的競争力という目標が、平等性についての配慮よりも優先されてしまっていることなどが挙げられる。こうした事例に対しては、経済競争力の強化支持が、特に女性の間に満盈している低賃金労働などへの取組みに優先してしまっているとの指摘も存在

する<sup>13)</sup>。

上記の例においては、経済的競争力がジェンダー平等と直接的に対立しているか否かは明確ではないが、他の目標よりも政策における優先順位が高いことは明らかである。さらにこの場合には、経済的競争力改善の政策目標がジェンダー平等に対して有害な結果をもたらしていると言えるだろう。この経済的競争力とジェンダー主流化の対立性については、様々な論文で指摘されている<sup>14)</sup>。これらの論文では、経済成長に対する女性の経済市場における寄与について、多様な手法で報告されている。たとえば、職場労使関係調査 (Workplace Employee Relations Survey) を用いた分析では、民間企業の経済市場における評価に対するファミリー・フレンドリー施策の利益数値が示されている<sup>15)</sup>。ファミリー・フレンドリー施策の導入によって、導入企業に女性が就労しやすい環境が整備され、上級職に就くことで、同企業に対する経済市場での評価が高まると指摘されている<sup>16)</sup>。ジェンダー主流化政策を排除する性質を有する政策と共存するためにも、各政策の構成要素とジェンダー政策との関係性を分析したうえでのハイブリット政策の構築が重要となる。

---

13) Diane Perrons, *Gender mainstreaming in European Union policy—Why now?*, ESRC Gender Mainstreaming: Theoretical Issues and New Developments Leeds, 24-25 October 2003.

14) Sylvia Walby, Wendy Olsen, *Gender Mainstreaming: Theoretical Issues and New Developments*, Women & Equality Unit, November 2002.

Diane Elson, *The Economic, the Political and the Domestic: Businesses, States and Households in the Organisation of Production*, New Political Economy, Vol. 3, No. 2, 1998, p189-208.

Kate Grosser, Jeremy Moon, *Gender Mainstreaming and Corporate Responsibility*, Social Journal of Business Ethics Vol. 62, No. 4 (Dec., 2005), p327-340.

Shirley Dex, Colin Smith, Sally Winter, *Effects of family-friendly policies on business performance*, Judge Institute of Management Studies University of Cambridge 2001. ([http://www.jbs.cam.ac.uk/research/working\\_papers/2001/wp0122.pdf](http://www.jbs.cam.ac.uk/research/working_papers/2001/wp0122.pdf))

Shirley Dex, *The Business Case for Family Friendly Policies*, Paper presented to ESRC gender Mainstreaming Seminar, DTI London, February 2004.

Susan Vinnicombe, *The business case for women directors*, Paper presented to ESRC gender Mainstreaming Seminar, DTI London, February 2004.

15) Shirley Dex, Colin Smith, Sally Winter, *Effects of family-friendly policies on business performance*, Judge Institute of Management Studies University of Cambridge 2001, p11.

16) 前掲、注10)、p. 323。



### (3) 政策戦略性

ジェンダー主流化は今や世界的潮流となっている政策ツールとして理解されているが、これはフェミニズム理論から派生し、認知された政策戦略でもある。前述したようにジェンダー主流化は予算・政策決定、立法、政策施行等あらゆる段階におけるジェンダー視点の導入を要請しているため、ジェンダー主流化に係る政策戦略としては、当該分野に関係性を有する政策においても効果を有することが要請される<sup>17)</sup>。この意味において、ジェンダー主流化は柔軟性を有しているといえる。つまり、ジェンダー主流化はあくまで目標実現へのプロセスであるため、最終目標であるジェンダー平等の実現のための社会的・政治的観点およびその理論の差異によって、多様なジェンダー主流化の形式が存在することとなる。

ジェンダー主流化の理論的問題は、前述した5つの論点に制限されているわけではない。むしろ、ジェンダー主流化の定着や実効性、そして他政策との両立性といった議論におけるジェンダー主流化の明確化には、ジェンダー制度の異なる分野間の関係性に係る理論が不足しているように思われる。そのため、複数の分野にわたり適用可能な平等待遇および、新たなハイブリッド基準を見出せるか否かがジェンダー主流化実現のカギとなっている。今日では、ジェンダー政策と他政策間の関係性についての研究も増加してきているが、ジェンダー制度における異なる分野間の関係性に係る根本的理論についての議論は残ったままである<sup>18)</sup>。

ジェンダー主流化が、常に多様な分野にわたり不平等が存在する状況を対象としていることは上記の通りだが、こうした他分野の相互関係性や接点は近年の最大の関心事項となっている。ジェンダー主流化を推進するにあたって、ジェンダー平等と経済政策といった主流政策とのハイブリッド政策によることがその実効性確保にとって重要であるが、これに加えて、抽象的で実効性が疑問視されてきた従来のフェミニズムに対する批判を踏まえ、政策および理論レベルでの具体化または明確性の確保は必須である。ジェンダー理論およびジェンダー平等の双方を考察するうえでは、「女性と男性」というカテゴリーを超えて、より緻密で複雑な流動的ジェンダー論議を意識する必要があると考える。

---

17) 前掲、注10)、p. 338。

18) 前掲、注10)、p. 338。

このような背景もあり、ジェンダー主流化に係る構造は、社会におけるシンプルな概念というよりはむしろ複雑な構成をなしているといえる。今日におけるジェンダー主流化は、様々な議論を経て各国の国境を越えた人権の国際的議論の発展のように、国連やEU等によって多方面からのガバナンスおよび国際的政策展開として実施される段階にある。以下では、ジェンダー主流化の普及に大きな役割を果たしている国連およびEUの取組について考察する。

#### 4. ジェンダー主流化への取組

##### (1) 国連

##### (a) UN Women

上述したように、ジェンダー主流化は国際的に認められているジェンダー平等を実現するための手段または戦略である。つまり、ジェンダー主流化それ自体で、目的を達成させられるわけではないが、ジェンダー平等を実現するための具体的政策、立法のための戦略またはアプローチと考えられている。そのためジェンダー主流化を促進するには、ジェンダー視点および認識を政策展開、調査、主張、立法、資源分配、そして、政策決定、政策実施等のすべての活動の中心に位置づけることが要請される。

初めてジェンダー主流化を明文化した第4回世界女性会議で採択された行動綱領においては、ジェンダー視点が社会の発展に関わるあらゆる分野において不可欠であるとされ、その確保の必要性が明確化されるに至った。北京行動綱領で具体的には以下のように述べられている。

#### *Women in power and decision-making (chapter 189)*

あらゆる段階における権力および意思決定の分配に存在する男女間の不平等への取組において、政府およびその他機関は決定を下す前に、当該取組が男女双方に与える影響の分析を行うために、すべての政策およびプログラムにおいて積極的で具体的なジェンダー視点の主流化 (mainstreaming a gen-

der perspective) を促進させるべきである。

これを受けて、国連はジェンダー主流化の先駆的役割を担うべく、今日まで積極的な活動を行っている。1997年には、ジェンダー問題と女性の地位向上に関する国連事務総長特別顧問室 (Office of the Special Adviser on Gender Issues and Advancement of Women: OSAGI) がジェンダー政策義務化の実施を支援・監督するために発足した<sup>19)</sup>。OSAGI 発足により、ジェンダー主流化の発展のモニタリングと報告が新たに行われるようになり、事務局には専門スタッフが2名在籍することとなった。さらに、2010年の国連決議により、2011年1月1日には、国連女性開発基金 (UNIFEM)、女性の地位向上部 (UN Division for the Advancement of Women: DAW)、国連国際婦人調査訓練研修所 (UN International Research and Training Institute for the Advancement of Women: INSTRAW) と、上記の OSAGI が統合されて UN Women<sup>20)</sup> が発足しており、国連がジェンダー平等への取り組みを強化していることがみてとれる。理事会メンバー 41 枠のうち 6 枠については、「多大な貢献」 (Largest contribution) をしている国が選ばれることとなっており、その 6 枠のうちの 3 枠は途上国枠となっている<sup>21)</sup>。

UN Women においてジェンダー主流化を推進していくにあたり、国際連合経済社会理事会 (United Nations Economic and Social Council、以下 ECOSOC とする。) は、以下のようにジェンダー主流化について定義している<sup>22)</sup>。

#### ジェンダー主流化 (ECOSOC)

ジェンダー視点の主流化とは、あらゆる領域および段階において、立法、

19) ジェンダー主流化に係る特別顧問の指令は国連の活動全般を幅広くカバーしていた。

20) 2011年1月1日から活動を開始しているが、その正式発足は同年2月24日となっている。また、正式名称は「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための国連組織 (UN Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women)」となる。

21) 地域構成はアフリカ 10、アジア 10、東欧 4、ラテンアメリカ・カリブ 6、西欧 5、その他 6。アジア枠には日本も含まれている。

政策、プログラムを含めた、すべての行動計画の男性および女性に対する影響を評価するプロセスである。

女性と男性が平等に利益を享受し、不平等を永続化させないために、男性だけでなく女性の関心および経験を政治的、経済的、社会的な全領域において計画、実行、監視、評価の不可欠な部分とする戦略である。

この最終目標は、ジェンダー平等の達成にある。

これまで国連の各機関は、総会等での決定に沿って運営されてきたが、UN Women は、選挙によって選ばれた41加盟国の代表からなる理事会により、多面的に統治されることになった。これにより、効率的かつ合理的な管理運営が期待されている。

#### (b) ジェンダー主流化戦略

ジェンダー主流化戦略の重要性は、北京大会から5年後の2000年6月に開催された国連総会によって改めて表明されている<sup>23)</sup>。また、2005年9月に開催された世界サミットの国連成果文書(The 2005 World Summit Outcome, General Assembly resolution 60/1)は、事務局長に対して国連の政策および決定におけるジェンダー主流化のさらなるステップアップを要請した。その結果として、ジェンダー平等および女性のエンパワーメントに係るすべての政策、そしてジェン

---

22) 原文は以下の通りである。

the ECOSOC Agreed Conclusions, 1997/2, Excerpt from A/52/3.

*“Mainstreaming a gender perspective is the process of assessing the implications for women and men of any planned action, including legislation, policies or programmes, in all areas and at all levels. It is a strategy for making women’s as well as men’s concerns and experiences an integral dimension of the design, implementation, monitoring and evaluation of policies and programmes in all political, economic and societal spheres so that women and men benefit equally and inequality is not perpetuated. The ultimate goal is to achieve gender equality.”*

内閣府男女共同参画局「北欧諸国における立法過程や予算策定過程等への男女共同参画視点の導入状況等に関する調査」2011年11月、8頁。

23) UN Women, *Five-year Review of the implementation of the Beijing Declaration and Platform for Action (Beijing+5) held in the General Assembly, 5-9 June 2000.*

ダー主流化のための戦略は、OSAGI（現 UN Women）を主体とするネットワークの枠組みにおいて発展させていく旨が明らかになった。この政策および戦略は、主要執行理事会（the Chief Executives Board for Coordination；CEB）の行政管理上級委員会（High-level Committees on Programme and Management）によって議論、サポートされ、2006年には承認された<sup>24)</sup>。

今日 UN Women では、ジェンダー平等および女性のエンパワーメントの達成のための中心的政策戦略として、①説明責任、②ジェンダー平等の成果を重視した運営、③モニタリング、評価、監査および報告による監督、④人的資源および資金、⑤能力開発、⑥一貫性、整合性という6つの要素を含んだ政策全体におけるジェンダー主流化戦略を採用し、その実現に取り組んでいる<sup>25)</sup>。

## (2) EU

### (a) ポジティブアクション

2012年にノーベル平和賞を受賞したEUは、ジェンダー平等についても歴史的に積極的に対処してきた<sup>26)</sup>。EUにおけるジェンダー平等政策は1970年代から始まり、1975年にEU初の平等原則指令となった同一賃金原則指令<sup>27)</sup>が、翌年には均等待遇原則指令<sup>28)</sup>が成立した。2002年には、この均等待遇原則指令にセクシャルハラスメントを禁止項目として含めることによって、より強固な平等

24) United Nations Chief Executives Board for Coordination, *United Nations system-wide policy on gender equality and the empowerment of women: focusing on results and impact*, CEB/2006/2, 15 December 2006.

([http://www.un.org/womenwatch/ianwge/gm/UN\\_system\\_wide\\_P\\_S\\_CEB\\_Statement\\_2006.pdf](http://www.un.org/womenwatch/ianwge/gm/UN_system_wide_P_S_CEB_Statement_2006.pdf))

25) United Nations Chief Executives Board for Coordination, *United Nations system-wide policy on gender equality and the empowerment of women: focusing on results and impact*, CEB/2006/2, 15 December 2006, p2.

26) ここにおけるEUとは、EEC、ECを含むものとする。

27) Council Directive 75/117/EEC of 10 February 1975 on the approximation of the laws of the Member States relating to the application of the principle of equal pay for men and women.

28) Council Directive 76/207/EEC on the implementation of the principle of equal treatment for men and women as regards access to employment, vocational training and promotion, and working conditions.

原則を打ち出している<sup>29)</sup>。しかし、このような平等指令や平等法は明白な差別に対しては有効性があるが、潜在的差別に関してはジェンダー平等を確保しきれていない一面もある。平等条項は、男女が平等待遇をうけるべきであるというものであるが、上述したようにそもそも男女間では社会的認識や状況が異なっていたのである。そのため、この差異を考慮せずに制定される平等条項では、常に結果が伴うというわけにはいかなかった。要するに、形式的には男女双方に平等である政策であっても、差別的効果をもたらしてしまうのである。

この状況を踏まえ、1980年代にはポジティブアクションが提唱され始めた。ポジティブアクションは、従来の平等条項と比べ女性を対象とした特別措置による実質的な均等待遇の実現を趣旨とするものであり、1976年の均等待遇原則指令第2条(4)において、男女の機会均等を促進する措置として加盟国が採用することを認めている<sup>30)</sup>。しかし、ポジティブアクションをめぐるのは、平等指令と加盟国憲法との整合性がECJにおいて議論されることとなった。

1995年のKalanke判決<sup>31)</sup>においては、女性の比率が少ない課長ポスト昇格候補者について、男女公務員が同一資格を有している場合には自動的に女性に優先権を与えると規定したドイツの公務員男女平等法 (the Landesgleichstellungsgesetz of 20 November 1990, Bremen Law on Equal Treatment for Men and Women in the Public Service) の適法性が争われた。結果的には、同法による「絶対的かつ無条件の優先権 (absolute and unconditional priority)」の付与が均等待遇原則指令の範囲を超えているため無効であると判断され、同判決はドイツ国内だけではなくEU全体にも大きな衝撃を与えた。このKalanke判決をうけて、1999年5月に発効したアムステルダム条約には、加盟国によるポジティブアクションの促進が明記された<sup>32)</sup>。その影響もあり、2年後のMarschall判決<sup>33)</sup>

29) Directive 2002/73/EC of the European Parliament and of the Council of 23 September 2002 amending Council Directive 76/207/EEC on the implementation of the principle of equal treatment for men and women as regards access to employment, vocational training and promotion, and working conditions.

30) 日本でも男女共同参画基本計画において、ポジティブアクションに関する女性差別撤廃委員会 (CEDAW) 勧告をうけて、学術分野における女性研究者および大学教員比率の増加に取り組んでいる。

31) Eckhard Kalanke v Freie Hansestadt Bremen, C-450/93, ECR [1995] I-03051.

においては、女性の昇進を優先させる公務員法が、Kalanke 判決で判示された「絶対的かつ無条件の優先権」を与えるものでなく、かつ、男性に有利な事由があれば女性優先措置を適用しないとされた救済条項 (saving clause) が付与されている場合には、均等待遇原則指令に違反しないものと判断された。その後の Badeck 判決<sup>34)</sup>においては Marschall 判決の救済条項の範囲が限定されたものの、同判決を追認する結果となっている。

ポジティブアクションは即効性と有効性を持ち合わせている半面で、経済社会の原則ともいえる能力主義に反するのではないかという批判を生じさせる可能性も有している。ポジティブアクションの濫用は女性劣性の印象を与えかねないため、その適用には積極性と同時に慎重性も求められると考える。

#### (b) ロードマップ、女性憲章

国連でジェンダー主流化が明文化されたことも影響し、1990年代に入ると EU におけるジェンダー平等の動向は、ジェンダー主流化およびその構造の明確化、男女間の関係性、および男女それぞれの個々のニーズの充足へと焦点がシフトし始めた。1996年には欧州委員会が「すべての政策、活動における女性および男性の機会均等の具体化 (Incorporating equal opportunities for women and men into all Community policies and activities)」を採択しており、女性および男性に与える影響の評価に係る EU のあらゆる政策および活動の施行、モニタリング、

32) アムステルダム条約第 141 条(4)では、職業生活における男女の実務上完全な平等 (full equality in practice) を確保することを趣旨として、当該労働環境における少数の性 (underrepresented sex) に対して特定の優遇措置 (measures providing for specific advantages) を維持、制定することを認めている。

33) Hellmut Marschall v Land Nordrhein-Westfalen, C-409/95, ECR [1997] I-06363.  
Marschall 判決は、資格、適格性、能力が同一である場合に、昇進については女性が優先すると規定したドイツの公務員法 (the Beamtenengesetz für das Land Nordrhein-Westfalen, Law on Civil Servants of the Land) について、均等待遇指令に反するか否かが争われた事例である。

34) Georg Badeck and Others v Hessische Ministerpräsident and Landesanwalt beim Staatsgerichtshof des Landes Hessen, C-158/97, ECR [2000] I-01875.  
あくまでも、男女の有する資格が同一である場合に限り、当該女性優遇措置が均等待遇原則に反しないとされている。(Katarina Abrahamsson and Leif Anderson v Elisabet Fogelqvist, C-407/98, ECR [2000] I-05539.)

評価に対するジェンダー視点の導入の必要性が述べられている。そして翌年には、上述したアムステルダム条約において、ジェンダー平等促進の重要性が確認され、EUのジェンダー主流化が組織化された。

EUにおけるジェンダー主流化の定義は、欧州評議会および欧州委員会にそれぞれ存在する。

#### ジェンダー主流化の定義

##### ・ 欧州評議会

通常の政策決定に関わる者によって、あらゆる政策、レベル、段階においてジェンダー平等の視点が組み入れられるように、政策等の（再）構成、改善、発展をさせ、その政策プロセスの評価を行うこと。

##### ・ 欧州委員会

女性を支援するための特別措置の実施による平等を促進するための効果を制限せずに、すべての政策および法令、特に立案段階で男性および女性のそれぞれの条件に対して及ぼす可能性のある影響を積極的かつ開放的に考慮する事によって、平等達成を趣旨とする政策等を活性化させること。

1996年にジェンダー主流化を掲げて以来10年が経過した2006年度におけるEUの雇用率は、女性57.2%、男性71.6%となっており、いまだに女性は経済的弱者となり得る傾向が強い。そのため、欧州委員会は2006年に「男女平等に向けてのロードマップ (the European Commission's Roadmap for Equality between Women and Men (2006-2010))」を策定し、ジェンダー平等の実現および特に女性進出率が低い管理職（中間管理職（18.3%）、上級管理職（12.8%））への雇用促進に積極的に取り組むこととした。「男女平等に向けてのロードマップ」は、女性および男性の対等な経済的独立等、6項目を重点分野として掲げている。また、2008年のEU年次報告は、女性の雇用率は上昇傾向にあるものの、女性の職種は依然として低賃金のそれに偏っていることを明らかにしている。さ



らに、2010年には女性憲章(Women's Charter)が採択され、①女性および男性間の労働市場における平等および対等な経済的独立、②今後5年間にわたる賃金格差減少のための加盟国における同一労働同一賃金および同一価値労働同一賃金、③EU優遇措置を通じた意思決定における平等、④包括的政策枠組みを通じたジェンダーに基づく暴力の根絶、⑤対外的関係および国際機関における取組によるEUの範囲を超えたジェンダー平等の5分野を優先的に促進することを目標とした。

EUは、この女性憲章の目標を実現するための上記2006~2010年のロードマップに引き続き、「男女平等に向けての戦略2010-2015(Strategy for equality between women and men 2010-2015)」も策定している。「男女平等に向けての戦略2010-2015」は、「男女平等に向けてのロードマップ」の内容およびそれに基づいて得られた成果を踏まえたうえで、①女性の経済的独立(2020年までに雇用率75%の達成)、②同一賃金(同一賃金の日(European Equal Pay Day)の導入、賃金の透明性確保)、③対等な意思決定(女性役員の増加)、④ジェンダーに基づく暴力の根絶(ジェンダー平等を考慮した亡命法の確保)、⑤対外におけるジェンダー平等(人道的支援への統合)、⑥水平的議論(ジェンダー平等における男性の役割への着目)を中心的具體策として挙げている。

前述したように、EUは歴史的に古くからジェンダー平等に取り組んでいるが、加盟国間における格差が存在しているのも事実である。これはジェンダー主流化についてもいえることであり、EUのジェンダー主流化推進の背景には、一般的に女性の権利が広く保障されているとするスウェーデン等の北欧諸国の働きかけがあったものとされている。しかしながら、これまでみてきたように、EUはECJ等の各組織が加盟国の政策の適法性を判断する機能を有しており、個人による訴訟手続きも認められているため、今後もジェンダー主流化を牽引していく主体として大いに期待できると考える。

### Ⅲ 予算におけるジェンダー分析

#### 1. ジェンダー予算

本章では、前章で論じたジェンダー主流化を具体化する手段の一つとしてのジェンダー予算 (gender budget) に着目する。ジェンダー予算は、人権およびジェンダー平等に係る公約と公的資金の配分、支出とを結びつけるという観点から、ジェンダー主流化を実現する手段である<sup>35)</sup>。政府の社会的および経済的優先権を反映する国家政策である政府予算は、公的資金を投じて不平等解消に取り組むための重要なツールとして認識されているパブリックアクションの一つであり、政府予算へのジェンダー視点導入は、ジェンダー主流化の実効性・政策戦略性において非常に重要であると考え<sup>36)</sup>。

ジェンダー予算は、ジェンダー主流化同様に、女性のための予算ではない。その起源は1984年にオーストラリアで採用された女性予算 (women's budget) に求められる。そして、翌年にナイロビで開催された国連世界女性会議 (The UN's Third World Conference on Women in Nairobi) において、発展途上国の女性が男性に比べネガティブな経済的影響を受けやすいということが注目されたことから、それまで中立性が前提となってきたマクロ経済を根本的にジェンダー中立性という視点から分析する手法が国際的に発展し始めたのであった<sup>37)</sup>。およそ30年経った今日では、ジェンダー予算はジェンダー主流化に対する政府の責任を果たすためのツールとして理解されるようになってきている。それに伴いジェンダー予算の重要性が広く認識されるようになっており、50ヶ国以上の国々で採用されるに至っている。また、現代におけるジェンダー予算のグローバル化の背景には、予算編成の業績・成果主義への移行および、市場機能重視の財政支出削減の断行があるとされている<sup>38)</sup>。以下では、ジェンダー予算をめぐる、国連

---

35) 本稿では、gender budget, women's budget, gender-sensitive budget, gender-responsive budget を総称してジェンダー予算とする。

36) ジェンダー予算については、主にイギリスの Women's Budget Group、UN Women、EUの活動を参考にしている。

37) ジェンダー予算のように、予算を特定の背景に基づいて分析する手法としては、貧困予算 (pro-poor budget)、環境予算 (environment-sensitive budget) も存在する。

(UN Women)、EU、イギリス、アメリカ合衆国の取組をまとめる。

### (1) 国連 (UN Women)

前章で述べたように、UN Women は国家的プランニング、予算、モニタリングおよび評価プロセスへのジェンダー視点の導入の確保にむけた取組において先駆けの役割を果たしている。このジェンダー予算プログラムに対する取組は、政治的支援、発展途上の技術および資源の構築、女性のサービスへのアクセス改善、ジェンダー平等に係る財政責任の増大に積極的に貢献しており、国連の諸機関やその他の国際機関と連携して、世界的にジェンダー予算を発展させている。UN Women によるジェンダー予算の取組は政策フォーラムにおいて継続的に言及されており、国連はもちろん、欧州委員会、OECD を含めた関係者との連携構築に尽力している<sup>39)</sup>。

こうした UN Women のジェンダー予算へのアプローチは、戦略的導入および予算プロセス上の持続可能性および柔軟性を重視して行われている。同アプローチは、予算政策におけるジェンダー視点の導入の確保という観点から、ジェンダー予算を採用するための政策立案と予算技術の構築、および、公的財務運営システムへのジェンダー視点導入のための措置として政府に進言されている。この過程においては、ジェンダー平等支持者、国会議員等その他の関係者に対して、ジェンダー平等実現における予算プロセスの重要性をアピールすることも可能である。

具体的なジェンダー予算導入のアプローチ方法としては、まず既存の予算や政策がもたらす影響を確認するために、各国における性別ごとに構成されたデータを収集することから始まる。そして、この既存の予算・政策にジェンダーバイアスが存在している場合——特に発展途上国においては未だ顕在的なジェンダーバイアスが存在していることが多い一方で、これを是正することが困難であるため

---

38) 村松安子「政策評価手法としてのジェンダー予算」日本評価研究第4巻1号(2004年)、6頁。

39) 2011年までに65ヶ国にわたり、国際および地域レベルでのジェンダー予算支援を行っている。

— ジェンダーバイアスの証明および改正勧告の形成に要する法的検証のサポートを行うのである。途上国における税制の特徴の一つとして、先進国では租税歳入の最大シェアを所得税等の直接税が占めていることが多いのに対して、途上国は付加価値税・消費税等の間接税が租税歳入の最大シェアを占めていることがあげられる。間接税は、課税方法がシンプルであるために導入しやすい税目ではあるが、直接税に比べて控除制度等による個人の担税力に応じた課税システムを構築しにくいいため、租税歳入における直接税の割合の増加も必要とされる。しかしながら、租税歳入の最大シェアを間接税から直接税へと短期間で移行することは困難であるうえに、政策上間接税が必要な場合も当然存在する。したがって、医療費や教育費、そして生活必需品等に対する課税免除措置を導入することによって、間接税に存在するジェンダーバイアスを管理、抑制することが模索されている<sup>40)</sup>。

このように、UN Women では1995年の北京行動綱領採択以降、2010年まではUNIFEMを中心にジェンダー予算分析について公的予算運営、税制、人権等、様々な観点から分析すると同時に、専門家の分析データを基に国際的なジェンダー主流化の実践に取り組んでいる。ジェンダーバイアスと租税法の関係性については、国際的に認知されてから日が浅いこともあり、関連データが不足しているため、UN Women等の国際機関が主導となり各国から多様なデータを収集し、分析することで、さらにこの分野の発展を望むことができると考える。

## (2) EU

欧州評議会男女平等運営委員会 (The Council of Europe's Steering Committee for Equality between Women and Men ; CDEG) は、ジェンダー予算を以下のように定義している<sup>41)</sup>。

---

40) Caren Grown, *What Gender Equality Advocates Should Know About Taxation*, AWID Discussion Paper, November 2005, p18.

41) Committee on Equal Opportunities for Women and Men, *Gender budgeting as a tool for safeguarding women's health*, 6 May 2010.

## ジェンダー予算 (欧州評議会)

ジェンダー予算とは、予算プロセスにおけるジェンダー主流化の適用である。それは予算に対するジェンダーに基づく評価であり、予算プロセス上のあらゆるレベルについてジェンダー視点 (gender perspective) を組み込み、ジェンダー平等を促進するために歳入および歳出を再構築するものである。

ジェンダー視点とは、予算手続におけるジェンダー主流化原則の適用に基づくものである。これは、女性の優先権および男性と同等の社会的基盤・予算政策に対するジェンダーインパクト評価を必要とし、さらにあらゆるレベルにおいてジェンダーを考慮した予算手続の策定および最終目標であるジェンダー平等を達成するための歳入・歳出の再構築を必要とする。

EU は、ジェンダー予算を導入した場合に生じる効果として主となる3つの目標を掲げている。1つ目は、経済的、社会的に女性および男性が求めているものに差異があることを踏まえたうえでの、正当な予算政策の確保および不平等の削減、機会均等の促進である。2つ目は、ジェンダー予算がジェンダーの多様なニーズに沿った公共サービスの質および効率の改善を目指していることを前提とした、資源分配およびサービスに係るジェンダー平等実現のための公的支出有効使用の奨励である。そして3つ目が、公的政策の透明性を確保するために、公的歳入・歳出の理解を高めるという目標である。上記3つの目標のように、予算決定だけではなく支出および効果の面について目標を掲げることによって、長期的・継続的な予算分配が可能となると考える。

また、上述したようにEUは従来からの平等条項や指令と共に、ジェンダー主流化・予算の加盟国での導入を積極的に働きかける役割を果たしている。既にEUでは、2000年以降ジェンダー差別を禁止する理事会指令が相次いで出されており、その一つである2004年12月に出された「財及びサービスへのアクセスとその供給における男女均等待遇原則を実施する理事会指令 (2004/113/EC)」<sup>42)</sup>は、

加盟国による均等待遇原則の実施を確保するための枠組み作り、および同原則の促進を担う国内機関の設置を加盟国に求め、その実施期限を2007年12月としている<sup>43)</sup>。歴史的にも様々な平等原則指令を制定し、欧州裁判所等を通じてその実施を加盟国に義務付けてきたEUの手法がジェンダー主流化に効果的であるのか、今後も注目される。

### (3) イギリス

イギリスでのジェンダー予算の取組は1989年に民間組織からスタートしており、財務省においてもジェンダー予算アプローチを採用することが公約されている。2000年には、イギリスのジェンダーに関する協議プロセスの重要な特徴のひとつとして、財務省がWBG (Women's Budget Group) の存在をあげている。政府から独立した機関であるWBGは、毎年政府予算のインパクト評価を行い、その他にも特別措置を含めた政策に係る提言や、政策立案者および国会議員への説明会を開催し、財務省と共同でジェンダー予算に係る活動を行っている。上記の国連やEUと同様、WBGにおいても、経済および政策決定のあらゆる過程におけるジェンダー視点導入の確保が強調されている。

WBGは、特に課税および給付金に焦点を当てた活動をおこなっており、中でも特に、雇用およびキャリアと関連性を有している税額控除および給付、貧困、年金制度についての分析に力を入れている。さらに、WBGはこうした課税や給付等の分野だけではなく、他の分野の専門家による租税政策の詳細な分析を行い、現在の制度の枠組みだけではなく、新たな制度を導入することでジェンダー平等に効果的な影響を及ぼすことができるという提言も行っている。具体的には、これまでに勤労家族税額控除 (Working Family Tax Credit ; WFTC) の認定や、主たる育児従事者のための児童税額控除の増額について言及しており、新たな勤労所得控除を導入した際の、第2次稼得者への影響についても検討すべき

---

42) Council Directive 2004/113/EC of 13 December 2004, implementing the principle of equal treatment between men and women in the access to and supply of goods and services.

43) これに伴い、イギリスでもジェンダー予算の導入を決定した。

であると指摘している。

WBGの近年の活動のなかで注目されるものとしては、WBGのインパクト評価委員が、政府が2012年度予算において社会保障費の削減を提案したことなどに対し、「2012年度のレッドブックにはいかなるジェンダー平等インパクト評価も含まれていない」と批判的な意見を出したことがあげられる<sup>44)</sup>。また、税制については所得税における給付金および税額控除額の削減が、2012年～2013年には1世帯当たり平均£160、翌年には£370まで進められることに対して、児童扶養世帯や低所得世帯への影響が懸念されている。さらに、一人親世帯のおよそ90%が母親であることから、この削減策が女性にネガティブな作用をもたらす可能性を示唆している<sup>45)</sup>。要するに、経済的弱者への再分配機能としての役割や調整機能を有している、税額控除や公的年金などの社会保障的性格を有する制度の削減策を議論すべきではなく、累進課税制度が採用されている所得税や富裕税から見直すべきであるというのがWBGの見解である。上記のようなWBGの勧告では、家族内における父親、母親、第1次稼得者、第2次稼得者という役割が納税者に与える個別インパクト分析が基礎になっている。

こうしたWBGの活動は、財務省や税務当局との効率性を追求する議論が中心となっているが、これはWBGが効率性のかわりに平等や公平性といった主な目標を捨て去ったという意味ではない。むしろ、経済理論における「効率性」に平等を組み込むためには、「効率性」の再定義から取り組む必要があるということなのである。こうした効率性の根本的議論は、平等の促進を基本としたジェンダーインパクト分析のための具体的な議論から後退しているようにみえるかもしれない。しかしながら、ジェンダー予算は多分野にわたるジェンダー分析を対象としており、政策立案者に対して経済および社会政策との境界認識の変化を要請するものであるため、効率性の議論はジェンダー予算におけるより根本的なアプローチになると指摘されている<sup>46)</sup>。

44) Women's Budget Group, *The Impact on Women of Budget 2012*, April 2012, p2.

45) 前掲、注44)、p4。

46) Susan Himmelweit, *Making Visible the Hidden Economy: The Case for Gender Impact Analysis of Economic Policy*, *Feminist Economics* (2002) 8 (1), p49-70, p51.

このように、今日のイギリスにおけるジェンダー予算としては、WBGが積極的に政府に働きかけている面が多いと思われる。WBGだけではなく他のEU諸国からの圧力を通して、上記理事会指令（2004/113/EC）がイギリス政府に影響を与えることとなれば、政府レベルでのジェンダー予算導入効果も上がるだろう。労働・雇用分野ではECJにおける英国義務不履行事件<sup>47)</sup>等を通じて、国内法を媒介としたEU平等原則指令の実質的な施行が促されてきた。上述したように、EU加盟国間においてジェンダー平等施策に対する政府の姿勢には差があるため、もちろん国民のジェンダー平等に係る認識の高まりも重要ではあるが、ジェンダー主流化、ジェンダー予算についても今後ECJを含めたEUレベルでの取組が必要と考える。

#### (4) アメリカ合衆国

アメリカ合衆国は、1980年にCEDAW (Convention on Elimination of All forms of Discrimination Against Women (女性差別撤廃条約). 以下、CEDAWとする) に署名はしたものの、今日にいたってもなお批准はしていない。そのため、ジェンダー主流化およびジェンダー予算について、連邦政府は明文化しておらず、法律上の根拠もない。アメリカにおけるジェンダー主流化への取組としては、各州、市レベルで行われているのが現状である。

まず、ジェンダー予算に関する議論としては、1996年にWILPF (Women's International League for Peace and Freedom; WILPF (婦人国際平和自由連盟). 以下、WILPFとする) が、伝統的に連邦租税歳出の主要項目となっている軍事・防衛支出を削減させ、労働・雇用対策に充足すべきとの議論を生じさせたことから始まった<sup>48)</sup>。WILPFのアプローチは、富裕層や企業、軍需産業に有利と批判される減税策と共に、低所得世帯の支援プログラムの縮小を強調するというものであった。当時、女性の無償労働は公共サービス、公共プログラムにおけ

---

47) EC Commission v. UK, C-61/81 [1982] ECR 2601.

48) WILPF (Women's International League for Peace and Freedom) は1915年にオランダで結成された、最も古い女性平和団体である。その活動は世界的軍縮、女性のあらゆる権利の確保、経済的公平の実現および暴力の廃絶を目標としている。国際本部はスイスのジュネーブにあり、2011年現在は日本を含めた40ヶ国に支部がある。



る政府削減策の緩衝材 (shock absorber) と言及されていたことから、租税政策におけるジェンダー分析が進められるかと思われたが、この取組は税制や歳出分析にまで至ることなく、低所得世帯に対する社会保障プログラムの削減と一般的なガイドラインの策定に留まった。

アメリカ独自のジェンダー予算への取組としては、1998年にカリフォルニア州のサンフランシスコ市でCEDAW実施のための条例が通過したことが挙げられる<sup>49)</sup>。これは、CEDAWによる誓約を監督するために、①役務の提供、②雇用慣行、③予算配分の3分野におけるジェンダー分析について定めたものである。同市のジェンダー予算および人権問題の労働環境については、DOSW (San Francisco Department on the Status of Women) がその管轄権を有しており、2008年には本格的にサンフランシスコ市のジェンダー予算分析に携わっている。DOSWの最初の試みは、①ジェンダーの構成要素に分かれたデータおよびレポートの収集、②女性(女子)および男性(男子)の間に存在する差異の評価、③行動勧告の組織化、という3段階による分析となっていた。これはさらに、勧告の実施、実行プランのモニタリングおよびCEDAWの施行を含めた分析に発展し、これらのジェンダー予算分析は当初2つの局で実施された。その1つである公共事業局 (The Department of Public works) は、その規模や、伝統的に女性の仕事がほとんど存在しないこと、およびサービスが他の業務よりも間接的に提供されることなどを理由に、この試験的实施に選ばれた。また、もう1つの少年保護監察局 (The Juvenile Probation Department) は、公共事業局とは反対に女性が仕事に関わるのが非常に多く、そのケースも多種多様であることから選局された。現在では、市の予算決定過程においてジェンダー予算分析は公共事業局等を含めた15局において採用されている<sup>50)</sup>。

前述のイギリスと異なり、アメリカはジェンダー予算導入の義務付けに直接的影響力を有している国際組織との関係性はなく、連邦法がジェンダー予算の導入

---

49) Debbie Budlender, *Review of gender budget initiatives*, Community Agency for Social Enquiry, p31.

50) City and County of San Francisco Department on the Status of Women, *Gender Responsive Budgeting: A Path to Accountability & Data-Based Policy-Making*, February 2010.

を義務付けることもしていないため、欧州諸国の取組とは一線を画しているようにみえる。しかし、州制度の下では、各州法の存在意義は歴史的にも大きく、特に租税法の分野においては連邦租税法が州租税法の影響を受けることもあるため、州レベルでの積極的なジェンダー予算の取組から、連邦レベルでの導入へと発展させていくことも可能であると考ええる。

## 2. ジェンダー予算の多様性と効果

上記の例をみると、ジェンダー予算は政府だけではなく、州や市においても導入されており、その実施方法および対象範囲についても多様性を有していることがわかる。いずれの取組にも共通していることは、ジェンダー予算が、ジェンダー主流化を実現するための政策およびその実施のための財源との間のギャップに注目し、公的財源がよりジェンダー平等の実現のために配分されることを実現するためのアプローチということである。そのため、女性および男性に同額の予算が配分・支出されているか否かではなく、公的資金の配分がそれぞれの必要性を充たしているか否かが重要となる。上記のようなジェンダー予算に関する取組は、女性を対象としたプログラム評価にとどまることなく、女性と男性の社会的、経済的ポジションの違いゆえに、予算が異なる影響を与えるという認識を高めると共に、すべての経済政策においてジェンダー中立性を前提とした透明性の確保を追求している。

その他にもジェンダー予算は、社会に対する定期的な政府の姿勢表明という重要性も有している。特にイギリスの例のように、国家レベルでジェンダー予算を採用しているだけではなく、予算編成において毎年具体的提言を継続的に行っている WBG の存在は、この意味で非常に有益であると考ええる。WBG が政府から独立した機関として、政府予算に対するレポートを提出することは、予算についていわば2重のジェンダー分析が行われているといえるためである。さらに、イギリスはEUの加盟国でもあり、EUのジェンダー平等施策の取組の影響を受けることから、政府へのジェンダー予算に対するモニタリング効果が強い国であるため、今後のEUおよびWBGそしてイギリス政府との関係性が注目される。

また、ジェンダー予算の重要な特徴として、EUのジェンダー予算における3

つの効果目標が、いわゆる形式的な男女平等に設定されているのではなく、それぞれを取り巻く環境およびスタートラインに着目して設定されていることをあげることができる。従来の平等法令によって完全なジェンダー平等が実現しなかった最大の理由は、このスタートラインの差異に対する認識の低さであると考えられるため、ポジティブアクションの実施にあたってはこの違いに着目し、それを考慮した施策を講じている EU のジェンダー予算における取組は非常に重要であると考える。

上述したように、ジェンダー予算はジェンダー主流化を実現するためのアプローチの1つであり、予算評価レベル、分析主体や予算範囲等がそれぞれ異なるため、その形態は多種多様なものとなる。次では、租税法が女性に与える影響、および、租税政策形成におけるジェンダー予算の動向について論じる。

### 3. 租税法におけるジェンダー分析の可能性

EU の均等待遇原則指令がジェンダー主流化およびジェンダー予算の根拠指令となっていることは上述したとおりだが、この均等待遇原則指令と租税法の関係性が ECJ の Molinari 判決<sup>51)</sup>において争われた。同判決は、社会保障における均等待遇原則指令は租税措置には適用されないと判断している。Vergani 判決<sup>52)</sup>を含め、これまで社会保障政策において同指令の適用が認められてきただけに、Molinari 判決では租税措置の特殊性が ECJ において明らかにされたものといえよう。租税政策は、国の財政を担っているだけではなく、複雑な原則および政策によって構成されていることから、ジェンダー平等実現の方策とみなすことについての反発があるかもしれない。だがその一方で、ECJ において租税政策の平等性が審議されるほど、租税政策とジェンダー平等に対する注目度は高まりつつあるのである。

ある学説によれば、租税政策は財政的議論だけではなく社会的議論の中核をな

---

51) Molinari and Others v Agenzia delle Entrate, C-128/07 to C-131/07, ECR [2008] I-00004.

52) Paolo Vergani v Agenzia delle Entrate, Ufficio di Arona, C-207/04, ECR [2005] I-07453. 退職年金の支払い時期が女性 50 歳、男性 55 歳とした取り扱いにつき正当性が否定されている。

すゆえ、特に次の2点を考慮に入れると、ジェンダー平等を促進し、達成していくうえで、財源を再分配するための租税政策には新たな利点があると指摘されている<sup>53)</sup>。1点目は、先進国および発展途上国の双方において所得格差が増加していること、2点目は、最貧層への公的支出の効力について懐疑的および失望感が増大し始めていることである。つまり、所得格差を縮小するために租税政策における再分配機能に着目し、従来の給付システムだけではなく、新たな視点による政策分析の導入が要請されるのである。

この新たな視点として、中立性、公平性を原則としている租税法にジェンダー分析を取り入れることで、より効果的な再分配機能を有した租税システムの構築が可能となるだろう。その効果は各税目によって様々ではあるが、特に所得税についてはその対象が個人もしくは家族となるため、他の税目よりも顕在的ジェンダーバイアス (explicit gender bias) が目立つと思われる<sup>54)</sup>。また、個人所得税は労働供給およびそのほかの行動に対して租税が直接的に影響するため、潜在的ジェンダーバイアス (implicit gender bias) も存在しやすい法構造となっている<sup>55)</sup>。しかしその一方で、家族形態や担税力に応じて基礎控除や扶養控除等の制度を導入するという個別適応力も持ち合わせているため、ジェンダー分析に応じて個別の異なる規定を適応させるには適した課税種目でもあると考える。

表1 ジェンダーバイアスに対する租税の影響

	顕在的 ジェンダー バイアス	潜在的 ジェンダー バイアス	間接的影響
1. 所得税			
(1)分離申告			
①同族会社、非労働所得	○	○	

53) Kathleen Barnett, Caren Grown, *Gender Impacts Of Government Revenue Collection: The Case Of Taxation*, London: Commonwealth Secretariat (2004), p50.

54) 顕在的ジェンダーバイアスは、租税法規がその適用対象を限定している結果としてジェンダー差異が生じる条文を含んでいる場合に生じる。

55) 潜在的ジェンダーバイアスは、租税法がジェンダー標準 (norms) および経済行為との関係性と交差する場合に発生する。

②税制優遇措置	○	○	
③税率構造	○		
(2)共同申告			
①優遇税制	○		
②申告責務	○		
③結婚税 (限界税率)		○	
3. 物品税			○
(1)付加価値税		○	
(2)物品税		○	

出典：Janet Gale Stotsky, *Gender bias in tax systems* より作成<sup>56)</sup>。

ジェンダー平等施策の観点から租税政策が注目されている理由の一つには、租税立法の趣旨・目的がある。租税立法は、政府の運営や政府が重要な社会的機能を果たすための十分な資金調達を行うことだけを目的としているわけではない。納税者の行動に影響を与え、変えていくことも租税立法・政策の目的となり、租税歳入の確保はこれと同等、もしくは二次的目的となりうることがある。これが、ジェンダー予算において租税政策が重要視されている背景の一つである。つまり、上述したジェンダー主流化、ジェンダー予算の国レベルでの継続的導入において重要とされている、経済的目標の達成と国民の行動パターンの変化という政策目標の2つを持ち合わせるため、租税法をジェンダー平等施策として検討する価値は大いにあるといえるのである。

この租税法が影響を与える行動パターンの1つとして、労働供給との関係がある。所得税法をはじめとする納税者の勤労所得を課税対象としている税目は、租税歳入において最も大きな割合を占めているため、納税者の労働市場における意思決定にも影響を及ぼしうるとの報告がなされている<sup>57)</sup>。特に母親として、無償労働か有償労働のいずれか、もしくは双方への従事に関して選択決定を迫られ

56) Janet Gale Stotsky, *Gender bias in tax systems*, IMF Working Paper No. 96/99 (1996), p.2.

57) Jerry Hausman, Paul Ruud, *Family Labor Supply with Taxes*, *The American Economic Review* Vol. 74, No. 2, (May, 1984), p. 242-248.

この傾向はアメリカ合衆国、イギリス、日本等でみられる。(OECD, *Revenue Statistics tax ratios changes between 2007 and provisional 2011 data*.)

る可能性が高い女性にとっては、租税システムに大きく意思決定を左右されるため、その行動や選択について男性に比べて税制の影響を強く受けていると言えるだろう。租税法の納税者行動への影響を考慮した政策としては、イギリスの就労税額控除のように、特に子供をもつ女性に対して経済市場への参画を奨励する政策があげられる<sup>58)</sup>。現代社会においては、子育てのみに従事するということは、すなわち経済市場の外にいるということとなってしまふ。親が育児と仕事のいずれかを選択しなければならない様な社会においては、育児と仕事、さらには家事をそれぞれ両立させる決定を行うことは非常に難しいため、税制優遇措置等を設けることで、育児と仕事の両立を奨励させようとしているのである。育児と経済市場の関係性については、市場が家事や育児のような根本的需要的充足が中心的構成要素となるような構成を要求されていないと指摘されていた<sup>59)</sup>。こうした経済市場における構造が、経済的なジェンダー格差を正当化するものとして用いられているが、市場の需要を変更させることで男女共同参画を促進する経済計画を立てることは可能だと思われる。

以上のように、ジェンダー主流化の実効性において、まずは国レベルでのジェンダー平等政策への取組が重要であるが、現状としてジェンダー平等政策のみによる国家政策への導入は難しいものとなっている。そのため、ジェンダー主流化の具体化においては他政策とのハイブリッド方式による導入が望ましく、この点において、租税政策は租税歳入の確保以外にも、労働市場との関係性をふくめた国民の行動パターンに対する影響も考慮要素となっていることから、ジェンダー主流化の具体化に適した分野といえる。給付付き税額控除または児童手当のような、社会保障と一体化した給付システムを租税政策上に講じることにより、国レベルでのジェンダー予算設定が可能となるため、ジェンダー主流化、ジェンダー予算による平等施策の上で、租税法は非常に重要であると考えられる。

---

58) 給付付き税額控除については、IV 租税政策とジェンダーにおいて後述する。

59) Karl Polanyi, *The Great Transformation: The Political and Economic Origins of Our Time*, Beacon Press, 2001/03/28

## IV 租税政策とジェンダー

### 1. 租税政策と経済的ジェンダーバイアス

これまで租税法においてジェンダー格差との関連性があまり考察されなかった背景として、租税法は各国の財政源として経済的にも重要視されているため、ジェンダーにおける不均衡を是正するための議論として租税法を用いるべきではないとする指摘が存在していたと思われる。つまり、租税法は公平かつ効果的に租税を徴収するために構成されるべきであり、複雑な経済問題を解決する議論に用いるものではないという主張である。しかしながら、上述してきたように租税法は各国政府による女性の貧困への取組に係る基本的姿勢や対応の影響を強く受けているうえ、国によっては再分配機能も持ち合わせているため、この分野における議論の価値およびその効果を過小評価するべきではないと考える。

また、女性と経済の間における関係性についての研究が、近年においては多方面から行われるようになってきている<sup>60)</sup>。その一つである feminist materialist project が広がりをもたせることで、物質的、社会的に抑圧されている階級問題に焦点が当てられ、とくに経済面において女性の人生をより豊かなものにすることができると指摘されている<sup>61)</sup>。

フェミニスト政策論においては、同一待遇、女性の市場労働奨励、家事労働者支援といった代表的な3つの原則があり、このうちのいずれを追求するかによって政策が異なってくると指摘されている<sup>62)</sup>。これまで、女性の経済的救済策については判例における具体化がなされていなかったため、フェミニストの租税提

60) OECD, Family Data Base, Percentage of time dedicated to care work, by number of children under school age1, 1999-2008.

女性が家事として無償労働(家事)に従事している割合と子供の数の関連性についての調査。子供の人数が0人、1人、2人以上のいずれのケースにおいても、女性の無償労働価値が男性の4倍以上となる結果となっている。

61) 前掲、注6)、p2.

62) Anne L. Alstott, *Tax Policy and Feminism: Competing Goals and Institutional Choices*, 96 Columbia Law Review (1996) p2001-2082, p2003.

ここでは、これら3原則の実現を促進させるためのフェミニストの法的アジェンダに対する、租税政策の可能性について論じられている。

言は抽象的になりがちであった。加えて、上記3原則は租税政策において必然的にトレードオフの関係にある競合的目標とされていたために、救済策の策定が困難であった。しかし、近年女性の経済的救済策を租税法において制定することは不可能ではないとの主張がなされている<sup>63)</sup>。その実現には、独立した税制、統合課税、給付システムが要になるとされているが、一方では、独立した税制が他の2つの要素の最大の壁になりうるため、この3つの要素は1つを実現すればその他を犠牲にする性質を有しているとの批判もなされている<sup>64)</sup>。

租税政策決定がなされる過程において、フェミニスト達がほとんど影響力を有していない点については従来から警鐘が鳴らされており、これが租税法に潜在的ジェンダーバイアスを存在させてしまう要因の一つとなっている<sup>65)</sup>。本章では、これまでのジェンダー予算の取組みや構造を踏まえて、租税政策と社会保障との関係性を中心に検討していく<sup>66)</sup>。

## 2. 租税政策におけるジェンダー分析

### (1) タックスコンプライアンスにおけるジェンダー差異

女性に対する規範的な租税政策の発展には上述したような問題が存在していたため、その目標は明確で慎重なものでなければならないといえる。これには租税政策発展の一定の指標も必要となり、租税政策におけるジェンダー政策の策定については具体性だけではなく経験則を伴わせなければならない<sup>67)</sup>。経験則の必要性は、租税歳入・歳出に基づく予算設定によるものであるが、ジェンダー平等に焦点をあてている規範的な租税政策であれば、経験則的結果およびその他の実

---

63) 前掲、注62)、p2003。

64) Fran Bennett, *Policy Implications of Tax Credits*, GeNet Working Paper No. 8, October 2005, p19.

65) Claire F.L. Young, (*In*) *Visible Inequalities: Women, Tax and Poverty*, Ottawa Law Review 27 (1), (1995-1996), p127.

租税法における潜在的ジェンダーバイアスの具体例として、家族単位課税における無償労働があげられているが、これについてはジェンダーだけではなく人種差別にも広がるとしている。

66) 租税政策については水野忠恒『租税行政の制度と理論』（有斐閣、2011年）を、租税原則については水野忠恒『租税法』（有斐閣、2011年）第1章を参考とした。



実践的租税歳出に係る問題を解消できる。抽象的、理論的議論になりがちな租税法における経済的救済策は、租税歳出の実用性および政策の明確性を備えることで、その問題性を減少することができるであろう<sup>68)</sup>。

租税政策とジェンダーに関連する社会学の領域において、租税政策における実践的側面を分析する場合には、女性にとっての規範的租税政策とは何か、経済的ジェンダー平等のために租税政策には何が求められるのかというような、経済学や租税法とは異なる視点による政策基盤分析がなされる<sup>69)</sup>。こうした社会学の分野における租税政策とジェンダーの相互作用についての研究においては、男女のタックスコンプライアンスに対する反応の違いが取り上げられている<sup>70)</sup>。まず、税制そのものに対する認識について男女間で違いがあることが研究で明らかになっており、女性は男性に比べて自身の優先順位における税制の位置が低く、健康保険や教育についての優先順位が高い傾向があるという結果が得られている<sup>71)</sup>。つまり、教育や健康保険等の社会保障の特色が強い分野に女性の関心が集まり、経済的特色の強い税制についての関心は男性の方が高いのである。この調査結果は、伝統的な男女の家族内の役割分担も影響しているといえるだろう。

租税政策へのジェンダーによる反応差異は、特に共同申告適用世帯における脱税の体系化に関する研究に使われている<sup>72)</sup>。さらに同差異は、租税法規則に应じるインパクトについても存在すると指摘されている。具体的には、租税政策に

67) Nancy E. Schurtz, *Critical View of Traditional Tax Policy Theory: A Pragmatic Alternative*, 31 Villanova Law Review (1986), p1665.

ここでは、「実践的アプローチは、その効果的な収益徴収の原則的指針、およびその歳入目標が適しているか否かの指標による実証的データに適用されなければならない。」と述べられている。

68) 前掲、注6)、p15。

69) R. Michael Alvarez, Edward J. McCaffery, *Gender and Tax*, USC Law School, Olin Working Paper No. 99-11.

(<http://polmeth.wustl.edu/media/Paper/alvar99a.pdf>)

70) Marta Orviská, John Hudson, *Tax Evasion, Civic Duty and the Law Abiding Citizen*, European Journal of Political Economy Vol. 19 (2003), p. 83-102, p94.

71) Joni Lovenduski, *Women and Politics: Minority Representation or Critical Mass?*, Parliamentary Affairs, 54 (2001), No. 4. p. 743-758, p753.

72) Silvia Fedeli, Francesco Forte, *Joint income-tax and VAT-chain evasion*, European Journal of Political Economy, Vol. 15 (1999), p. 391-415.

対する効果として、友誼的説得が女性の租税モラルにポジティブインパクトをもたらすのに対して、男性にはネガティブインパクトをもたらすことが明らかにされている<sup>73)</sup>。同調査は、このようにジェンダーによる租税モラルが存在する場合には、それぞれの租税モラルに応じた租税法を構成すべきか否かということの研究目的とした調査である。これは、タックスコンプライアンスを倫理的行為とし、その倫理的行為が社会的要求に応じてしまうというバイアス (social desirability bias) の影響を受けやすいという認識に基づいている<sup>74)</sup>。一般的に女性は男性よりもこのバイアスの影響をうけるとされているため、男性に比べ女性は比較的租税法を順守する傾向にあると指摘されている。このような、タックスコンプライアンスにおける女性の租税倫理の高さは、租税政策における女性の経済的役割の増加および納税者として地位の確保という新たな視点を与えると言えるだろう。

## (2) 政策決定におけるジェンダー分析

前述したジェンダー経済格差に対する是正策の抽象化についての問題も、近年は具体化され始めている。特に、女性に対する税制の影響を考慮するために、租税政策決定の過程において導入されるべき考慮事項についての研究が始まっている。カナダの調査においては、租税政策が女性に与える影響を最小限に抑えるために、租税補助金 (tax subsidy) がもたらす影響等を考慮すべく、考慮項目を作成して問題の具体化に取り組んでいる<sup>75)</sup>。

---

73) Janne Chung, Viswanath Umashanker Trivedi, *The Effect of Friendly Persuasion and Gender on Tax Compliance Behavior*, Journal of Business Ethics 47 (2003), p133-145.

納税者の租税に対するモラルの調査では、これまで納税者に対して税務調査や脱税告発等の強固な姿勢をとるアグレッシブ措置を採用して行くことで規則遵守を増加させてきたが、昨今では納税者のモラル強化への友誼的説得の採用が始められている。(同調査は、低所得者を対象として行われているため、高額所得者のタックスコンプライアンスについては明言されていない。)

74) 前掲、注73)、p143。

75) Claire F.L. Young, *Women, Tax and Social Programs: The Gendered Impact of Funding Social Programs Through the Tax System*, Status of Women Canada, October 2000, p69.

租税政策決定プロセスにおける主な考慮事項<sup>76)</sup>

- ・ 低額所得者が受給する租税補助金額が高額所得者よりも少額となり、結果として高額所得納税者に有利となる。
- ・ 租税補助金が、パートタイム労働者や家事従事者（無償労働者）より正規雇用の労働者に利用されやすいものとなっている。
- ・ 有償労働における休職期間が租税補助金に不利な影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 租税措置が、女性の有償労働参加を妨げる効果をもたらす可能性を有している。
- ・ 租税措置が、女性の家事労働（無償労働）に対する過小評価を助長させる。
- ・ 租税措置が、女性の自主性を損なう可能性を有する。

当該租税措置が上記の事項に1つでも該当する場合には、女性に対してネガティブな影響を及ぼすことを避けるために補助金の形式や、分配方式の変更が再検討されるべきであるとされている<sup>77)</sup>。このように女性を含めた労働者に考慮した立法は、もちろん女性だけに利益をもたらすものではなく、雇用および年金収入生活世帯に対するジェンダー格差を持続的に改善させる効果を有すると考える。

### 3. 租税法におけるジェンダー予算の具体化

租税政策とジェンダーの問題は、一見して国内法における課題と思われがちだが、国際的にもその影響力は広がっている。グローバル化が進む今日において、その発展の効果は経済分野だけではなく、法分野にも及んでおり、特に租税法は経済分野との結びつきが強いため、法分野の中でもグローバル化の影響を強く受けるものと思われる。このような租税法の国際的発展が進むと共に、租税法においては社会保障の媒体としての重要性が日々増加している。社会保障制度を含め

---

76) 前掲、注75)、p69。

77) 前掲、注75)。

た租税法の発展は、潜在的な論議を有している社会保障政策の問題点を埋没させる可能性を有していることから、一部の政策家や政治家にとっては政策推進のためにある種の誘引効果を持ちあわせているが、租税法学者の間では当初非常に不評であった。その理由としては、租税法は社会保障の手段としては貧弱であるというのが、租税法学者や経済学者の間の一般的な意見として存在していたためである<sup>78)</sup>。しかし先進国では、給付付き税額控除税システムを代表とした、税と社会保障の一体化が採用されている<sup>79)</sup>。

具体例として、アメリカ合衆国の勤労所得控除 (Earned Income Tax Credit) は、扶養児童の数に比例して控除額が増加し、税額控除としながらも租税債務を有しない納税者についても適用される点にその特徴をもつ<sup>80)</sup>。イギリスでも、基礎控除、配偶者および一人親控除、就労控除、そしてチャイルドケアの4つの控除要素によって構成される、就労税額控除 (Working Tax Credit) が採用されている。イギリスの就労税額控除は、出産・育児に伴う離職率の増加に対する就労促進策として、両親とも週16時間以上就労している場合には育児費用の追加控除を認めている。これは、上述した租税法による女性の経済市場参画奨励であり、家族および社会に存在するジェンダーバイアスによって生じる経済格差を是正する効果を有する租税政策として、租税法においてジェンダー予算が具体化されたものといえるだろう。一方で、女性に係る租税を軽減すべきといったような単純な解決法の選択は、さらなるジェンダーバイアスの助長および、国家の税収減による経済不況につながり、より多くの女性の経済環境に悪影響を及ぼしかねない。したがって、ポジティブアクション同様、ジェンダー予算の具体化および実現には、迅速性や積極性だけではなく慎重性も重要となる。

---

78) Richard L. Doernberg, A Workable Flat Rate Consumption Tax, 70 Iowa Law Review (1985), p425.

79) Tracy A. Kaye, *Sheltering Social Policy in the Tax Code: The Low-Income Housing Credit*, 38 Villanova Law Review (1993), p872.

80) アメリカ合衆国にはEITCのほかにも、17歳未満の適格児童を扶養している納税者に対して、当該児童1人につき\$500の税額控除を認めている児童税額控除 (Child Tax Credit) や、納税者の就労に係るベビーシッター等のチャイルドケア費用 (employment-related expenses) を支払った場合に当該支払額の控除を申請できる制度である Household and Dependent Care Credit も存在する。

このような政策的な給付付き税額控除制度を含めた課税システムに対しては、全体的に不明瞭であり論理的に一貫性がないため、効果的な租税改革の障害となっているという批判的な見解もある<sup>81)</sup>。しかしながら、租税法による歳出予算は他の社会政策方式よりも迅速さと柔軟性を兼ね備えているため、上記制度の本質に実用性、実務性が存在している場合には、より実践的なアプローチとしてジェンダー予算を具体化することができるだろう。

## V おわりに

本稿では、経済的なジェンダー格差を解消する政策戦略であるジェンダー主流化に着目し、その租税政策および租税法における具体化について論じてきた。ジェンダー格差是正に対しては、これまで多様な法規制が行われてきたが、完全な格差解消には至らなかったという経緯がある。その要因の一つとしては、中立を前提としてきた法政策の決定段階に存在するジェンダーバイアスがあり、これを解決するために、政策立案、決定、立法、施行段階においてジェンダー視点を導入すべきとするジェンダー主流化に着目した。そこで、より実質的なジェンダー平等を実現させる戦略としてのジェンダー主流化、およびその具体的実現手段であるジェンダー予算についての議論をふまえたうえで、租税法および租税政策におけるジェンダー分析を試みた。

まずは、ジェンダー主流化・ジェンダー予算という新たな視点からの格差是正の取組が世界的に注目されていることから、その意義、構造および具体的な取組みを整理した。ジェンダー主流化、ジェンダー予算は国連、EUをはじめとして国際機関が主導的役割を担って各国における導入を国際的に働きかけているが、イギリス、アメリカの2ヶ国だけをみてもその導入方法や措置が異なっており、ここからも各国におけるジェンダー平等に対する取組姿勢の違いがうかがえる。両国に共通するのは、ジェンダー主流化の取組が国レベルでの強制力を有していない点である。これに対しては、ジェンダー主流化の構造において論じたように、

---

81) Nancy E. Schurtz, *Critical View of Traditional Tax Policy Theory: A Pragmatic Alternative*, 31 Villanova Law Review, 1665 (1986).

やはりジェンダー政策単独で国の施策とすることは現状として難しいため、経済政策のような主流政策とのハイブリット方式としてジェンダー政策を組み込むことが重要であると考える。

ジェンダー是正策が発展している労働・雇用分野における平等条項が効果を有しているのは、国レベルまたはEUレベルで強制力を備えていることによる。同様に、ジェンダー主流化においても国レベルの政策決定・立法等の過程にジェンダー視点を取り込んでこそ、その目的であるジェンダー平等を達成できるのである。したがって、まずはジェンダー主流化を国レベルで実現させ、政策決定の段階での導入を確保することが目下の目標と考える。もちろん、短期的にこれを実現することは難しいが、アメリカのようにまずは市レベルから実践させ、長期的実現目標として国レベルの導入を目指す施策も有効である。イギリスのように政府のジェンダー予算に対してWBGおよびEUによる2重のジェンダー分析が行われる場合には、その効果の普及に期待を寄せることができる。特にEUでは、男女の社会的認識や状況の差異に着目した目標設定がなされているので、ジェンダー主流化、ジェンダー予算双方において、その国際的役割が期待される。

このジェンダー予算の具体化について、租税法においては特に租税歳出として給付付き税額控除等によって、ジェンダー格差を縮小することができると思う。給付付き税額控除制度は、その対象や控除額をその制度趣旨に合わせて、多様に設定することができるだけでなく、経済成長等に応じて比較的短期間での調整も可能である。ジェンダー予算という視点においては、このように納税者の担税力だけではなく、政策的見地からも制度設計を可能としている点が非常に重要である。つまり、租税法は国の財源確保だけではなく、納税者の経済行動に影響を与えることも政策目標の一つとなる場合があるため、ジェンダー予算の国レベルの導入において重要とされる経済的政策とジェンダー政策のハイブリット施策を実現できる分野として検討する意義は大きい。確かに、租税法は国の財政を担っているという性質上、ジェンダー平等施策のツールとして検討することが難しいかもしれないが、実効性と柔軟性、さらには迅速性を兼ね備えていることから、ジェンダー予算の実現に適している分野であり、ジェンダー視点を導入する余地は多分にあると思われる。

日本でもジェンダー主流化政策は導入されているが、ジェンダー予算や租税法等を含んだ経済面における政府レベルのジェンダー分析は、ほとんど行われていないといっても過言ではない。ジェンダー主流化が明文化されてから15年以上経過しているが、日本国内における認知度もいまだに高いとは言えない。ジェンダー主流化の導入により、これまでジェンダーバイアスが存在しないとされてきた租税法のような分野においても、ジェンダー視点を組み込むことが可能となる。前述したように、租税法は納税者の労働市場における意思決定についても影響をもたらすため、政策決定にあたっては租税歳入の確保だけを重視するのではなく、経済格差是正という視点も同等に取り入れるべきである。この過程において、特に経済的基盤が弱いとされている女性や一人親世帯に対して、給付付き税額控除等として社会保障機能を拡充させることで、ジェンダー予算を具体化することができるだろう。租税歳出を含めた租税政策は、国レベルでのジェンダー予算の実現との距離が最も近い分野であり、従来の経済格差是正策に比べてより実質的な効果が期待できると考えられる。